

「自由な意思決定を妨げる退職勧奨は違法」

日立製作所のリストラで、

日本共産党畑野衆議院議員が

厚労省から答弁引き出す

日本共産党の畑野君枝衆議院議員は2月25日の予算委員会分科会で、日立製作所でおこなわれている退職強要問題を追及しました。

過去最高の利益のもと、

人員削減でさらに増益

畑野氏は日立製作所が2016年上期は過去最高の利益をあげているにもかかわらず、人員削減を含めた構造改革でさらなる利益をだすとした報道記事を紹介。

現場の悲痛な声を

厚労省にぶつける

そのもとで日立の労働者から「退職面談は昨年で7、8回おこなわれた。家族を抱えて辞められない」「4回面談されて、精神的に追い詰められている」との訴えがあり、こうしたことは違法な退職強要にあたるのではないかと追及。

「権利侵害にならないよう、

企業に指導」と

厚労省が答弁

厚生労働省の大西康之大臣官房審議官は「最高裁判所の裁判例では全体として被勧奨者の自由な意思決定が妨げられる状況であった場合、当該退職勧奨行為は違法な権利侵害にあたる。各企業はそのような違法な権利侵害がないように適切に対応すべき」と答弁しました。

さらに畑野氏は「人権尊重の責任を果たす努力をする」という日立グループの人権方針にもかかわらず、黒字でありながら利益を上げるために違法な退職



※日立リストラかながわ対策会議のHPから視聴してください。

強要がおこなわれている。個別

の労働者の実態をきちんと調査し、事実を把握し、労働者の生活を守るべきだと追及しました。

「労働局、労基署が

事実関係を把握し、企業を

啓発・指導する」

厚労省大西審議官は「企業が

大規模な人員整理を行う場合、裁判例に照らして違法な退職勧奨がないよう、都道府県労働局、労働基準監督署において人員整理の事実を確認の上、裁判例を示して企業に対する啓発指導をおこなうこととしている。今後とも、事実関係の把握に努め企業において適切な労務管理がなされるように取り組む」と答弁しました。

労働者の雇用を守ってこそ、

電機産業・企業の

発展がある

最後に畑野氏は、企業のために頑張ってきた労働者とその家族の雇用とくらしを守る、ことこそ、電機・情報産業、ひいては日本の産業の発展がある。その立場で現場の労働者の声にこたえることを強く求めました。

ひらで悩まず相談を！

「電機・情報ユニオン」はリストラ問題で数々の実績があります。まずはご相談を！

発行 日立リストラかながわ対策会議

〒142-0043 東京都品川区二葉 2-20-8 2F

Tel:03-6421-5323/Fax:03-6421-5324

http://hitachi-risutora-kanagawa.blogspot.jp/

日立による大リストラから

雇用と暮らしを守るために力を合わせよう！



日立は自ら課した「人権方針」に基づき 法を守り、雇用と生活に責任を持って

「高齢者雇用対策法」に

「反する退職勧奨はやめよ

ある男性（59歳）は日立での雇用延長を希望していました。しかし、キャリア面談で会社から言われたのは・・・

「雇用条件は週1日で、給与は1/5。このシヨックは大ですよ」、「パソコンで仕事を探せば、定年後もフルタイムで働けるかも知れない」という回答でした。

会社自ら「シヨックが大」という雇用延長は、年金支給年齢の先延ばしと引き換えに制定された「高齢者雇用安定法」に定められた、年金支給年齢までは会社が保障するという規定に反しています。

ハローワークに提出した

「再就職援助計画」通りに雇用を確保せよ

昨年12月、「日立リストラ」かながわ対策会議」が戸塚ハローワークに要請した際、会社がハローワークに提出した「再就職支援計画」では、

① 希望退職はあくまで本人の意思を尊重し、退職強要はしない、

② 再就職支援は無期限で行うなど、一定程度、企業の雇用責任を負った提案が出されていた。

しかし、2月中旬から始まった面談では相変わらず、「職場に仕事はない」「あなたのスキルでは新しい職場で仕事を提供

することはできない」など、辞めるしかない対応に終始し、50分もの長きに渡って退職強要をしている例もあります。しかも3月末までの期限を示してまで無理強いしています。

日立は法を守り、

最後の一人まで雇用と

生活に責任をもて

2013年5月に「日立グループ人権方針」が発表されています。これを、世界企業としての宣伝文句でなく、文字どおりに守らせようではありませんか。道理はわれわれにあります。お困りなら左記にご相談ください。

新リストラ防止5ヶ条

グループ外への「異動」＝解雇や遠隔地への異動などを言われたら、次の5ヶ条で、日立をやめずに日立で働く意思をはっきり伝えてがんばりましょう。

- ① 「私は日立をやめません。日立に残ります」とはっきり言いましょう。
あなたの働く職場はない、と言われたら、「会社の責任で、通勤可能な私の職場をつくるか、探すかしてください」と言いましょう。
- ② 本来会社は、退職強要ができません。あなたが折れるのを待っているのです。家族の顔を思い浮かべてがんばりましょう。
- ③ 少々のプレミアムがついても、やめてしまうと過酷な日々が待っています。いまががんばりどきです。
- ④ 「やめません」と態度を明確にしているのに、さらに面談を強要するのは法律違反。きっぱり断りましょう。面談を強要されたら、「メモ・録音します」と宣言しましょう。
- ⑤ 困ったときは、一人で悩んでいても解決方法は見つかりません。まずは、相談しましょう。

相談窓口

- ① 電機・情報ユニオン（誰でも一人で、は入れる組合）にMail, 電話かFaxを！
E-mail denkiunion@gmail.com
TEL: 080-5060-7728 中村まで
- ② 「日立リストラかながわ対策会議」JHPの「お問い合わせ・ご相談」窓口から！
<http://hitachi-risutora-kanagawa.blogspot.jp/>
- ③ 日本共産党 横浜市議員 岩崎ひろし「なんでも相談」の「ほっと戸塚」に電話かFaxを！
TEL:045-865-0074/Fax:045-865-0594

ひとりで悩まず相談を！